



和歌山市公報

令和 5 年（2 0 2 3 年）1 月 4 日
第 1 7 4 2 号

発行所 和歌山市役所
発行日 毎月 1 日 1 5 日

目 次

【 規 則 】

番号	ページ
58 和歌山市介護保険施行規則の一部を改正する規則・・・・・・・・・・・・・・・・（介護保険課）	1

【 告 示 】

（令和 4 年）

464 公示送達（令和 4 年度介護保険料納入通知書及び介護保険料納入通知書（特別徴収）並びに令和 3 年度介護保険料納入通知書（特別徴収））・・・・・・・・（介護保険課）	2
465 公示送達（令和 4 年度国民健康保険料更正通知書）・・・・・・・・（国保年金課）	2
466 和歌山市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例の規定に基づく指定管理者の指定・・・・・・・・（住宅第 1 課）	3
467 公示送達（市県民税普通徴収督促状及び軽自動車税督促状）・・・・・・・・（納税課）	4
468 公示送達（令和 4 年度第 4 期及び第 5 期国民健康保険料督促状）・・・・・・・・（国保年金課）	4
469 和歌山都市計画用途地域の変更の図書の縦覧・・・・・・・・（都市計画課）	4
470 和歌山都市計画特別用途地区の変更の図書の縦覧・・・・・・・・（都市計画課）	5
471 和歌山都市計画生産緑地地区の変更の図書の縦覧・・・・・・・・（都市計画課）	5

（令和 5 年）

1 和歌山市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例の規定に基づく指定管理者の指定・・・・・・・・（総務企画課）	5
2 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の規定による指定自立支援医療機関の指定・・・・・・・・（障害者支援課）	6
3 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の規定による指定自立支援医療機関からの変更の届出・・・・・・・・（障害者支援課）	6
4 身体障害者福祉法の規定による医師の指定・・・・・・・・（障害者支援課）	6

【 公 告 】

○ 開発行為に関する工事の完了・・・・・・・・（都市計画課）	6
--------------------------------	---

【 規 則 】

和歌山市介護保険施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和 4 年 1 2 月 2 7 日

和歌山市長 尾 花 正 啓

和歌山市規則第 5 8 号

和歌山市介護保険施行規則の一部を改正する規則

和歌山市介護保険施行規則（平成 1 2 年規則第 9 5 号）の一部を次のように改正する。

「第 6 章 認定調査情報等の開示（第 3 8 条—第 4 0 条）
 目次中 第 7 章 雑則（第 4 1 条）」を「第 6 章 雑則（第 3 8 条）」に改める。

第 6 章を削る。

第 7 章中第 4 1 条を第 3 8 条とし、同章を第 6 章とする。

附則第 1 0 項中「別記様式第 4 3 号」を「別記様式第 4 0 号」に、「別記様式第 4 4 号」を「別記様式第 4 1 号」に改める。

附則第 1 2 項中「別記様式第 4 5 号」を「別記様式第 4 2 号」に、「別記様式第 4 6 号」を「別記様式第 4 3 号」に改める。

別記様式第 4 0 号から別記様式第 4 2 号までを削り、別記様式第 4 3 号を別記様式第 4 0 号とし、別記様式第 4 4 号から別記様式第 4 6 号までを 3 様式ずつ繰り上げる。

附 則

- 1 この規則は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この規則の施行の日前に請求があった認定調査情報等の開示については、なお従前の例による。
- 3 この規則の施行の際、現に存するこの規則による改正前の別記様式第 4 3 号から別記様式第 4 6 号までによる用紙は、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

（令和 4 年 1 2 月 2 7 日揭示済）

【 告 示 】

和歌山市告示第 4 6 4 号

次に係る別紙の者は、その住所及び居所が明らかでないため介護保険料納入通知書の送達ができないので、介護保険法（平成 9 年法律第 1 2 3 号）第 1 4 3 条において準用する地方税法（昭和 2 5 年法律第 2 2 6 号）第 2 0 条の 2 の規定により告示する。

なお、送達すべき介護保険料納入通知書は、介護保険課において保管し、送達を受けるべき者の申出により交付する。

令和 4 年 1 2 月 2 6 日

和歌山市長 尾 花 正 啓

年度	種別	備考
令和 4 年度	介護保険料納入通知書 介護保険料納入通知書（特別徴収）	令和 4 年度第 7 期の納期は令和 5 年 1 月 5 日に変更する。
令和 3 年度	介護保険料納入通知書（特別徴収）	

（別紙省略）

（令和 4 年 1 2 月 2 6 日揭示済）

和歌山市告示第 4 6 5 号

次の書類に係る別紙の者は、その住所及び居所が明らかでないためその書類の送達ができないので、国民健康保険法（昭和 3 3 年法律第 1 9 2 号）第 7 8 条において準用する地方税法（昭和 2 5 年法律第 2 2 6 号）第 2 0 条の 2 の規定により告示する。

なお、送達すべき書類は、国保年金課において保管し、送達を受けるべき者の申出により交付する。

令和 4 年 1 2 月 2 6 日

和歌山市長 尾 花 正 啓

年度	種別	備考
令和 4 年度	国民健康保険料更正通知書	納期は、令和 5 年 1 月 2 4 日に変更する。

（別紙省略）

（令和 4 年 1 2 月 2 6 日揭示済）

和歌山市告示第466号

和歌山市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成24年条例第4号）第7条第1項の規定により指定管理者を指定したので、同条第2項の規定により告示する。

令和4年12月26日

和歌山市長 尾花正啓

施設の名称	指定管理者	指定期間
和歌山市営住宅	和歌山県住宅供給公社	令和5年4月1日から令和10年3月31日まで
加太大谷団地		
塩屋団地		
狐島団地		
西庄団地		
向団地		
紀和駅団地		
塩屋第2団地		
北島団地		
広瀬団地		
吹屋町団地		
東長町団地		
加太城ヶ崎団地		
薬種畑団地		
湊御殿第2団地		
中之島第2団地		
ラブリー松江団地		
ビューつつじが丘団地		
築港団地		
大新団地		
今福団地		
東布経丁団地		
西山東団地		
鶴立島団地		
関戸団地		
中筋日延団地		
松ヶ丘団地		
和歌浦外浜団地		
今福西団地		
吉原団地		
本渡団地		
松原団地		
木ノ本団地		
鳴神団地		
杭ノ瀬団地		
粟団地		
坂田団地		
田尻団地		
加太山田団地		

上黒谷団地		
府中団地		
岡崎団地		
菖蒲ヶ丘団地		
和歌山市改良住宅		
宮前団地		
堀止団地		

(令和4年12月26日揭示済)

和歌山市告示第467号

市県民税普通徴収督促状及び軽自動車税督促状を別紙の者に送付したところ、住所又は居所が明らかでないため送達できないので和歌山市税条例（昭和29年条例第30号）第16条の規定により告示する。

なお、送達すべき督促状は、納税課において保管し、送達を受けるべき者の申出により交付する。

令和4年12月28日

和歌山市長 尾花正啓

(別紙省略)

(令和4年12月28日揭示済)

和歌山市告示第468号

次に係る別紙の者は、その住所及び居所が明らかでないため、督促状の送達ができないので、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第78条において準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により告示する。

なお、督促状は、国保年金課において保管し、送達を受けるべき者の申出により交付する。

令和4年12月28日

和歌山市長 尾花正啓

年度	期(月)別	種別	備考
令和4年度	第4期 第5期	国民健康保険料	督促状の指定納期限を令和5年1月10日に変更する。

(別紙省略)

(令和4年12月28日揭示済)

和歌山市告示第469号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項の規定において準用する同法第19条第1項の規定により都市計画を変更したので、同法第21条第2項の規定において準用する同法第20条第1項の規定により次のとおり告示し、同法同条第2項の規定により、当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

令和4年12月28日

和歌山市長 尾花正啓

- 都市計画の種類及び名称
和歌山都市計画用途地域
- 都市計画を定める土地の区域
変更する部分

和歌山市三葛、一番丁、二番丁、岡山丁、片岡町1丁目、吹上1丁目、湊、砂山南1丁目、砂山南2丁目、砂山南3丁目、内原、紀三井寺、毛見、芦辺丁、片岡町2丁目、鷹匠町1丁目、鷹匠町2丁目、谷町、藪ノ丁、山蔭丁、吹上2丁目、吉礼、堀止西1丁目、堀止西2丁目、葵町、今福1丁目、今福2丁目、今福3丁目、今福4丁目、楠本、神波、島、秋葉町、塩屋2丁目、塩屋3丁目、塩屋4丁目、新高町、西小二里2丁目、西浜1丁目、西浜2丁目、西浜3丁目、松ヶ丘2丁目、松ヶ丘3丁目、小雑賀、加納、関戸1丁目、関

戸 2 丁目、関戸 3 丁目、関戸 4 丁目、和歌浦西 1 丁目、和歌浦西 2 丁目、和歌浦中 1 丁目、和歌浦中 2 丁目、和歌浦中 3 丁目、加太、大谷、市小路 の各一部

3 都市計画の縦覧場所

和歌山市都市建設局都市計画部都市計画課

（令和 4 年 1 月 28 日 掲示済）

和歌山市告示第 470 号

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 21 条第 2 項の規定において準用する同法第 19 条第 1 項の規定により都市計画を変更したので、同法第 21 条第 2 項の規定において準用する同法第 20 条第 1 項の規定により次のとおり告示し、同法同条第 2 項の規定により、当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

令和 4 年 1 月 28 日

和歌山市長 尾花正啓

1 都市計画の種類及び名称

和歌山都市計画特別用途地区

2 都市計画を定める土地の区域

変更する部分

和歌山市三葛、小雑賀、加納 の各一部

3 都市計画の縦覧場所

和歌山市都市建設局都市計画部都市計画課

（令和 4 年 1 月 28 日 掲示済）

和歌山市告示第 471 号

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 21 条第 2 項の規定において準用する同法第 19 条第 1 項の規定により都市計画を変更したので、同法第 21 条第 2 項の規定において準用する同法第 20 条第 1 項の規定により次のとおり告示し、同法同条第 2 項の規定により、当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

令和 4 年 1 月 28 日

和歌山市長 尾花正啓

1 都市計画の種類及び名称

和歌山都市計画生産緑地地区

2 都市計画を定める土地の区域

変更する部分

和歌山市中島字東浜、内原字日鏡、木ノ本字今善堀、神前字桃ノ木、布施屋字中新田、出島字上新田 の各一部

3 都市計画の縦覧場所

和歌山市都市建設局都市計画部都市計画課

（令和 4 年 1 月 28 日 掲示済）

和歌山市告示第 1 号

和歌山市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成 24 年条例第 4 号）第 7 条第 1 項の規定により指定管理者を指定したので、同条第 2 項の規定により告示する。

令和 5 年 1 月 4 日

和歌山市長 尾花正啓

公の施設の名称	指定管理者	指定期間
和歌山市夜間・休日応急診療センター	和歌山市夜間・休日急患対策協会	令和 5 年 4 月 1 日から令和 6 年 3 月 31 日まで

（令和 5 年 1 月 4 日 掲示済）

和歌山市告示第2号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第59条第1項の指定自立支援医療機関を指定したので、同法第69条第1号の規定により次のとおり告示する。

令和5年1月4日

和歌山市長 尾花正啓

指定自立支援医療機関の名称	所在地	担当する医療の種類	指定年月日
銀明堂薬局中之島店	和歌山市中之島772-15	調剤	令和5年1月1日

（令和5年1月4日揭示済）

和歌山市告示第3号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第64条の規定により指定自立支援医療機関の変更の届出があったので、同法第69条第2号の規定により次のとおり告示する。

令和5年1月4日

和歌山市長 尾花正啓

指定自立支援医療機関の名称	指定自立支援医療機関の所在地	医療機関の名称 変更前	医療機関の名称 変更後	変更年月日
そうごう薬局六十谷店	和歌山市六十谷1023-1-4	六十谷調剤薬局	そうごう薬局六十谷店	令和4年10月1日
そうごう薬局太田南店	和歌山市太田38-14	タイコー堂薬局太田南店	そうごう薬局太田南店	令和4年12月1日
そうごう薬局柳通り店	和歌山市蔵小路15-2	タイコー堂薬局柳通り店	そうごう薬局柳通り店	令和4年12月1日
そうごう薬局直川店	和歌山市直川954-1	タイコー堂薬局直川店	そうごう薬局直川店	令和4年12月1日

（令和5年1月4日揭示済）

和歌山市告示第4号

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第1項に規定する医師を指定したので、和歌山市身体障害者福祉法に関する規則（平成15年規則第11号）第4条の規定により次のとおり告示する。

令和5年1月4日

和歌山市長 尾花正啓

氏名	診療科目	診断する障害の種類	医療機関の名称	医療機関の所在地	指定年月日
田村渉	腎臓内科	じん臓機能障害	医療法人青松会 河西田村病院	和歌山市島橋東ノ 丁1番11号	令和5年1月1日
国立晃成	救急集中治療	直腸機能障害	和歌山県立医科 大学附属病院	和歌山市紀三井寺 811番地1	令和5年1月1日

（令和5年1月4日揭示済）

【 公 告 】

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定に基づき公告する。

令和4年12月27日

和歌山市長 尾花正啓

開発区域又は工区に含まれる地域の名称	開発許可を受けた者の住所及び氏名
和歌山市園部字野徳 1141 番 2 の一部、1142 番 1、1143 番 2、字薦原 1157 番 4、1161 番、字高木 1181 番、1182 番、1183 番、1184 番 3 の一部、里道	和歌山市黒田 1 丁目 2 番 17 号 アズマハウス株式会社 代表取締役 東 行男

(令和 4 年 1 月 27 日 揭示済)